獣医師修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第15号

獣医師修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

獣医師修学資金貸付条例施行規則(平成3年岩手県規則第54号)の一部を次のように改正する。

改正前

(償還の免除の額)

- (償還の免除の額)
- の各号に掲げる修学資金の区分に応じ、当該各号に定める額
 - (1) 一般修学資金 次に掲げる従事期間の区分に応じ、次 に定める額を合算した額
 - ア 条例第10条第1項第2号に規定する試験(以下「試験 」という。)に合格した後直ちに県において獣医師の業 務に従事した期間 当該期間を貸付期間の1.5倍に相当 する期間で除して得た数値を償還債務の額に乗じて得た 貊
 - イ アに掲げる期間以外の従事期間 当該従事期間 (県等 において獣医師の業務に従事した最初の日から貸付期間 の1.5倍に相当する期間が経過する日までの間にあるも のに限る。)を貸付期間の1.5倍に相当する期間で除し て得た数値を、70,000円に貸付期間の月数を乗じて得た 額に乗じて得た額(一般修学資金の貸付金額の総額が 70,000円に貸付期間の月数を乗じて得た額に満たない場 合にあっては、当該従事期間を貸付期間の1.5倍に相当 する期間で除して得た数値を償還債務の額に乗じて得た 額)
 - (2) 特別修学資金 試験に合格した後直ちに県等において 獣医師の業務に従事した期間を貸付期間の1.5倍に相当す る期間で除して得た数値を償還債務の額に乗じて得た額

第11条の2 条例第11条第1項第1号の規則で定める額は、次 第11条の2 条例第11条第1項第1号の規則で定める額は、次 の各号に掲げる修学資金の区分に応じ、当該各号に定める額 とする。

改正後

- (1) 一般修学資金 次に掲げる従事期間の区分に応じ、次 に定める額を合算した額
 - ア 条例第10条第1項第2号に規定する試験(以下「試験 」という。) に合格した後直ちに県において獣医師の業 務に従事した期間 当該期間を貸付期間の2分の3に相 当する期間(一般修学資金の貸付金額が月額120,000円 を超える貸付期間がある場合にあっては、当該貸付期間 の3分の5に相当する期間と一般修学資金の貸付金額が 月額120,000円以下である貸付期間の2分の3に相当す る期間とを合算した期間。以下「基準期間」という。) で除して得た数値を償還債務の額に乗じて得た額
 - イ アに掲げる期間以外の従事期間 当該従事期間 (県等 において獣医師の業務に従事した最初の日から基準期間 が経過する日までの間にあるものに限る。) を基準期間 で除して得た数値を、70,000円に貸付期間の月数を乗じ て得た額に乗じて得た額(一般修学資金の貸付金額の総 額が70,000円に貸付期間の月数を乗じて得た額に満たな い場合にあっては、当該従事期間を基準期間で除して得 た数値を償還債務の額に乗じて得た額)
- (2) 特別修学資金 試験に合格した後直ちに県等において 獣医師の業務に従事した期間を基準期間で除して得た数値 を償還債務の額に乗じて得た額

備考 改正部分は、下線の部分である。

この規則は、平成30年4月1日から施行する。